

大阪府パートナーシップ宣誓書受領証提示により対応可能な事務

令和2年1月22日から大阪府によるパートナーシップ宣誓証明制度（資料6参照）が開始されている。

本市の業務において、パートナーシップ宣誓書受領証の提示により、配偶者などと同等の権利があるとみなすことができる業務を整理した。

引き続き、適用可能な業務を増やすため、他自治体の状況なども参考に検討を進めていく。

事務の名称	対応の内容	担当課
救急搬送証明に関する事務	被搬送者から委任を受けた者の身分証明書として、他の身分証明書と同等の取り扱いをする。	救急救助課
市営住宅管理事務（入居者資格）	公営住宅の入居者資格の要件において、受領証に記載された方を配偶者と同等の権利があるとみなす。	建築課
市営住宅管理事務（同居の承認等）	公営住宅の同居の要件において、受領証に記載された方を配偶者と同等の権利があるとみなす。	建築課
税証明発行事務	申請日時点で同居の家族であれば本人以外の税証明書を発行できるが、受領証に記載された方を同居の家族と同等の権利があるとみなす。	市民税課
窓口還付事務	窓口還付代理受取人の要件において、受領証に記載された方を家族と同等の権利があるとみなす。	収納課